

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888 URL：http://www.nishi.or.jp/

平成29年度 西宮市技能功労者表彰

◆◆◆◆ その道一筋の技能者の功績を称える ◆◆◆◆

西宮市技能功労者表彰は、優れた技能をもって社会に貢献された市内に在住又は在勤し、同一職種における経験が25年以上の技能者を称え、中小企業に働く技能者の社会的地位及び技術水準の向上を目的に、昭和49年から実施しているものです。

今年度は、技能功労賞として11職種11名が表彰され、11月8日(水)に表彰式が開催されました。卓越した現役の技能者として後進の指導をされるなど、広く技能者の模範とされる方々です。



【受賞者の皆さん（敬称略）】

《技能功労賞》

パン製造	谷 口 哲 司	(松ヶ丘町)	フリアンド
製菓(洋)	福 原 良 樹	(愛宕山)	ベルサ洋菓子工房
製菓(和)	吉 川 壮 一	(剣谷町)	菓一條栄久堂吉宗
電気炉設計	浦 山 基 郎	(松並町)	ベイ・テック
表 具	高 瀬 輝 久	(名塩さくら台)	高瀬温古堂
美 容	山 田 敏 恵	(寿町)	HAIR MAKE ゼニス
理 容	江 口 勝 利	(甲子園洲島町)	Hair world SPACE HOMERUN
塗 装	川 畑 勇 二	(仁川町)	—
電 工	杉 山 高 廣	(上大市)	—
フラワー装飾	川 森 美 栄 子	(二見町)	—
かわらびき	吉 川 雅 則	(上甲子園)	吉川商店

受賞者の皆さん
おめでとうございます!



西宮市観光キャラクター

みやたん

兵庫県特定（産業別）最低賃金が改正されました

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、平成29年12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生日
塗料製造業	932円	14円	平成29年12月1日
鉄鋼業	922円	16円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	900円	14円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	852円	8円	同上
輸送用機械器具製造業	933円	14円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	855円	11円	同上
自動車小売業	861円	11円	同上
繊維工業 ^(注) (兵庫県最低賃金)	844円	25円	平成29年10月1日
各種商品小売業 ^(注) (兵庫県最低賃金)	844円	25円	同上

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生日
兵庫県最低賃金	844円	25円	平成29年10月1日

注：繊維工業及び各種商品小売業の最低賃金については、平成29年10月1日発効の兵庫県最低賃金が繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、平成29年10月1日以降は兵庫県最低賃金が適用されています。

お問合せは、兵庫労働局労働基準部賃金室 へ
TEL：078-367-9154

平成29年度 西宮市勤労者美術展

仕事の余暇を活用した力作を展示

市内に在住・在勤の勤労者が、余暇などを利用して制作した作品を展示した西宮市勤労者美術展が、11月15日から19日まで、川添町の市民ギャラリー展示室で開催されました。

洋画、日本画、写真、書道、彫塑・工芸の各部門で合計69点が展示され、期間中576名の方々が会場を訪れました。



西宮市観光キャラクター
みやたん



ストリートギャラリーに展示しています

- (展示作品) 勤労者美術展の洋画・日本画・写真の各部門において、西宮市長賞・西宮市議会議長賞を受賞された作品
- (展示期間) 平成29年12月28日（木）まで
- (展示場所) 札幌筋沿いの三井住友銀行・東京三菱UFJ銀行・りそな銀行の各金融機関

「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」に取り組む事業主の皆さまへ

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要

A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

Ⅱ 高年齢者雇用環境整備支援コース

概要

高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです（実施期間：2年以内）。

対象となる措置は以下の通りです。

A. 高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B. 高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

概要

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

注意事項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通）

- ・ 助成金の申請に関して、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- ・ 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- ・ 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

くわしくは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫支部：高齢・障害者業務課へ
TEL：06-6431-8220

＝両立支援助成金に新たなコースが創立されました＝

再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

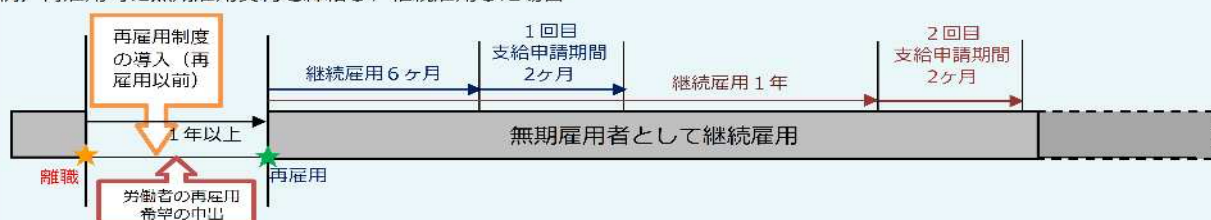
	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円 <48万円>	28.5万円 <36万円>
再雇用2～5人目	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

次の①、②のいずれも満たすことが必要です。

- ① **妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者**について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した**再雇用制度を導入**する。
- ② 上記制度に基づき、**離職後1年以上経過**している対象労働者を再雇用し、**無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用**する。
※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用者に切り替えた上で6ヶ月以上継続雇用すれば対象となります。

(例) 再雇用時に無期雇用契約を締結し、継続雇用した場合



申請方法などその他詳しい内容や他のコースについては、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、電話にて問い合わせてください。

・厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01//

お問合せは、兵庫労働局雇用環境・均等部企画課へ TEL：078-367-0700

助成金に関する勧誘にご注意ください

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断および受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分ご注意ください。

※ 雇用関係助成金のご案内は、以下のURLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

お問合せは、兵庫労働局安全課へ TEL：078-367-9152

第41回 西宮市勤労者野球大会



今年も西宮市勤労者野球大会が8月から10月にかけて行われ、市内の事業所で働く勤労者を中心に結成された22チームが優勝を目指し、白熱した試合が繰り広げられました。悪天候にもたたられましたが10月8日に決勝戦が行われ無事全日程を終了することができました。

上位のチームは次のとおりです。

 【優勝】 アクアテック
 【準優勝】 阪神電鉄
 【第3位】 市職労B、古野電気

参加された皆さま、どうもお疲れ様でした！

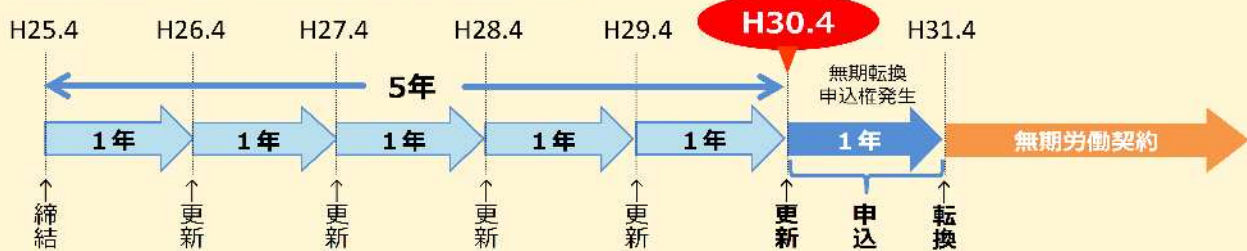
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



お問合せは、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課へ
TEL：078-367-0820

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)、 育児・介護休業指針が改正され、 平成29年10月1日から適用されています

今般、キッズウィーク(地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組)への対応や、労働者が裁判員として刑事裁判に参画しやすくするとともに、平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」で示された転職しても転職が不利にならない仕組みをつくるため、労働時間等見直しガイドライン及び育児・介護休業指針が改正されました。

(1) 労働時間等見直しガイドラインの改正点

ポイント①

「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」が盛り込まれました。

そのため

事業主の皆様には、子どもの学校休業日や地域のお祭り、イベント等に合わせて労働者が年次有給休暇を取得できるよう配慮をお願いします。

また、平成30年4月から、キッズウィークがスタートします。分散化された子どもの学校休業日に合わせて子供たちの親を含め、労働者が年次有給休暇を取得できるようお願いします。

ポイント②

「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

そのため

事業主の皆様には、公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者のための休暇制度等を設けることについて検討をお願いします。

また、労働者が裁判員として刑事裁判に参画することは「公の職務の執行」に当たり、裁判員法第100条により、労働者が裁判員としての職務を行うため休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

注) 裁判員休暇について、既に導入している企業の事例をみることでできます(次頁参照)。

ポイント③

「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

そのため

労働基準法上、年次有給休暇は、入社6か月後に付与され(8割以上の出勤要件あり)、その日から起算して6年後に最大付与日数となりますが、事業主の皆様には、仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間や年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について検討をお願いします。

(2) 育児・介護休業指針の改正点

「子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。

そのため

育児・介護休業法上、子の看護休暇及び介護休暇は、労使協定を締結することにより入社6か月未満の労働者を除外することができますが、事業主の皆様には、労使協定を締結する場合であっても、入社6か月未満の労働者が一定の日数を取得できるようにすることが望ましいものであることに配慮をお願いします。

お問合せは、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課へ

TEL：078-367-0820

みなさまの就労の応援をしています

西宮市では就労、仕事に関する様々な窓口を開設しております。お気軽にご利用ください。

〇しごとサポートウェーブにしきた

主に働きたい女性などを対象に、就労に関する相談や職業の紹介などを行っています。

主な支援内容：女性就職支援ナビゲーターによる職業相談や仕事の紹介
ハローワーク求人検索端末による全国の求人情報の閲覧
応募書類の添削などの職業相談 など

場 所：西宮市高松町4番8号 プレラ西宮4階

開 所 日 時：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

連 絡 先：0798-68-1021

〇西宮若者サポートステーション

働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳から39歳までの若者の皆さんやその家族を対象に、専門的な知識を持つスタッフを配置し、職業的自立を支援します。

主な支援内容：進路についての総合相談
キャリア・コンサルタントによる進路相談（月・水・金曜日午後1時から午後5時まで）
臨床心理士など専門スタッフによる心理カウンセリング（月2回午後1時から午後5時まで）

場 所：西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労会館1階

開 所 日 時：月曜日～金曜日・第2土曜日の午前9時30分から午後6時まで（祝日・年末年始を除く）

連 絡 先：0798-31-5951

〇西宮市中高年しごと相談室

40歳以上の求職者の方に、転職や再就職などに関する相談のほか、就職に関するさまざまな情報提供を行っています。

主な支援内容：就職に関する悩みや不安の相談
応募書類の作成
模擬面接の実施 など

場 所：西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労会館1階

開 所 日 時：月・火・木・金・土曜日の午前10時から午後6時まで（祝日・年末年始除く）

連 絡 先：0798-38-8321

〇労働相談

賃金・雇用・社会保険など労働に関する相談に対して社会保険労務士がアドバイスを行います。

場 所：西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム2階 相談室

開 催 日 時：毎週火、第1・3・5木曜日の午後4時から午後8時まで

第2・4土曜日の午前10時から午後6時まで（正午から午後1時除く）
（年末年始を除く）

連 絡 先：0798-32-7170（電話相談も行っております）

このほかに、出張労働相談を第4金曜日（祝日・休日を除く）の午後1時から午後5時にプレラにしのみや4階412学習室（西宮市高松町4-8）で実施しております。事前予約制ですので前日までに西宮市労政課（0798-35-5286）までご連絡ください。※面談のみで電話での相談は行っていません。

男女共同参画センター“ウェーブ”から

12月4日～10日は第69回人権週間です

人権週間は、1948年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、その趣旨と重要性を広く訴えかけることを目的に、法務省及び全国人権擁護委員連合会により、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定められました。

今年は「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～」という啓発活動重点目標のもと17の強調事項が掲げられています。その中には、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」ということも啓発目標とされています。

近年、様々な研究の結果、人間の「性」には多様性があることが明らかになってきました。しかし日本では人間の性別は女と男の二つで、恋愛や結婚の対象には異性を選ぶのが普通であるという考え方が一般的なもので、性的指向や性自認に関する少数派の人たちにとっては生き難い社会です。

あなたの職場にLGBT(*)の人はいますか？

職場の仲間にLGBTの人がいる可能性を意識したことがある人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。意識しないということは、存在する可能性にも思い至らないということであり、LGBTの当事者にとってはつらいことかもしれません。もちろん「言ってもらわなければわからない」ことは当然ですが、「いるかもしれない」という意識をもつことは必要です。自分とは違う多様な存在の可能性を意識して、その相手の気持ちを考えることは大切なことです。

LGBTの人たちは、さまざまなストレスを抱えた暮らしを強いられています。存在を意識されていないこと自体もストレスの要因となります。少数派に対する偏見をかわすため、本来の自分を偽らざるを得ないこともあり、また、周囲に理解されない状況において「ばれる」ことを絶えず不安に思いながら過ごす苦しさもあります。更衣室やトイレの使用、健康診断の受診やLGBTを揶揄するジョークを聞かされることなど当事者が苦痛に思うことは数多くあります。

多様な存在を認め合い誰もが安心して働ける職場にするために、まずLGBTの存在を知り、関心と理解を深めていくことから始めませんか。ウェーブにはLGBTに関する情報・資料があります。

*レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉。さまざまなセクシュアルマイノリティーの人たちを表す言葉のひとつとして使われる。



《第69回人権週間ポスター》

●ウェーブ図書コーナーからおすすめ図書



- ① **働く人のLGBT 入門ハンドブック**
リーフレット形式で基本的なことが学べます。
WORKING TOGETHER 編集委員会 著



- ② **カミングアウト・レターズ 子どもと親、生徒と教師の往復書簡**
カミングアウトした当事者と親・教師との私信から、なぜLGBT当事者がカミングアウトしにくいのかを読み取れます。
RYOJI+砂川秀樹 編
太郎次郎社エディタス

		女性のための相談室 <input type="checkbox"/> 電話相談：0798-64-9499 / 月・木10:00～12:00・13:00～16:00 <input type="checkbox"/> 面接相談：要予約 / 火・水・土10:00～16:30 <input type="checkbox"/> 法律相談：要予約 / 第3金14:00～17:00 <input type="checkbox"/> チャレンジ相談：要予約 / 第2火10:00～12:00 / 第3水13:00～16:00
図書・資料コーナー <input type="checkbox"/> 開館時間 <input type="checkbox"/> 貸出：月～土 10:00～17:15		
ウェーブ ■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00 ■受付時間：月～土9:00～17:15(祝日を除く) ■阪急西宮北口駅南出口から約100m		〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/navi/ln_000960000.html